

緊急通報体制支援事業

📞 問い合わせ先

資料7-2

岐阜市高齢福祉課 高齢者サービス係
電話番号：058-214-2172

自宅での急病や事故→緊急ボタン→コールセンター→救急車（場合により協力員）
健康相談をしたい→相談ボタン→コールセンター

👤 利用できる方（すべてにあてはまる方）

- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者またはねたきり高齢者等を含む高齢者のみの世帯等の人
 - ・突発的に生命に危険な症状が発生する持病等を有する人または身体病弱のため緊急時において機敏に行動することが困難で、日常に見守りを必要とする人
 - ・電話回線を有する人(携帯電話のみは不可)
- ※協力員を登録していただく必要があります。

👥 協力員について

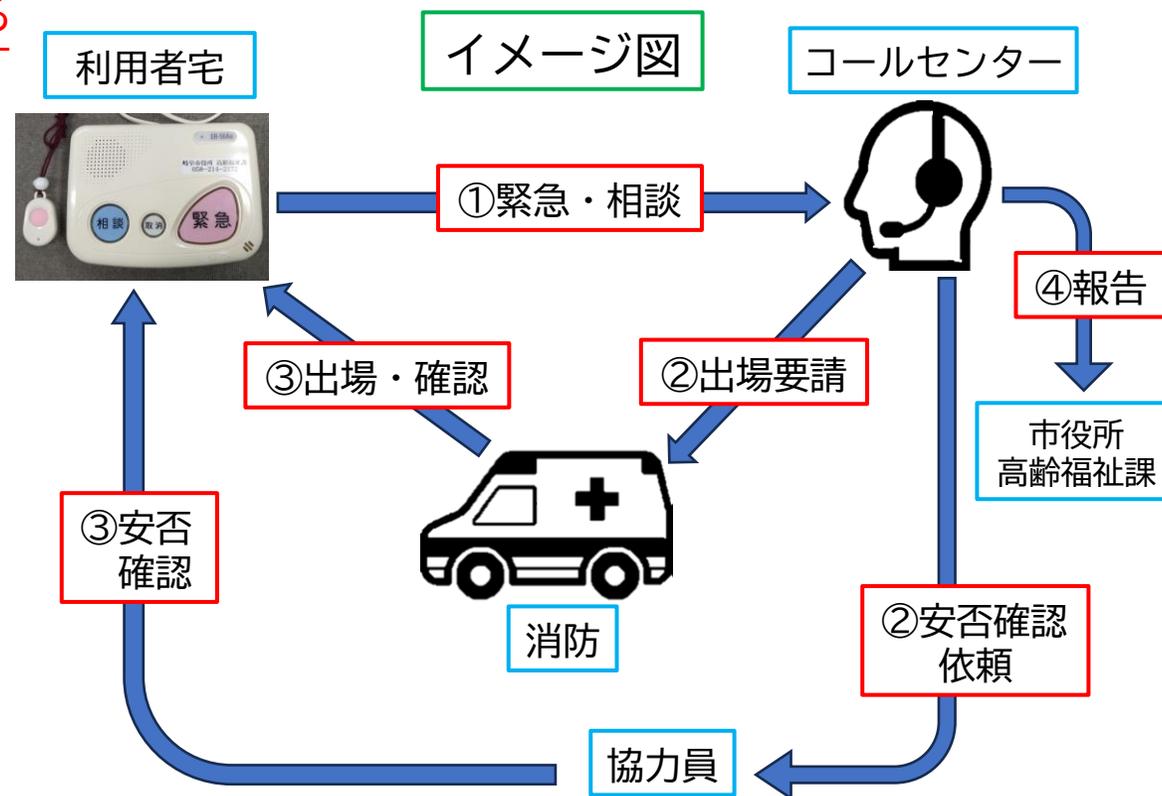
緊急時に速やかな対応をしていただくため、協力員は必ず**近隣の方**を選任してください。

🏠 費用

設置費・利用料**無料**
※電話線の延長工事等の特別の場合はご負担いただきます。
※電話料金は利用者のご負担となります。

📄 申請方法

申請手続きは民生委員・児童委員が行いますので、お住いの地区の担当の民生委員・児童委員に相談してください。



安否確認サービス事業

お問い合わせ先
岐阜市高齢福祉課 高齢者サービス係
電話番号：058-214-2172

ひとり暮らしの高齢者等を見守り電球や感知センサーで見守り。

【電話型】異常を検知したら事業者が利用者に電話で安否確認。
安否確認できなかった場合は協力員に確認を依頼。

【訪問型】異常を検知したらメールで協力員にお知らせ。
協力員から事業者に代理訪問を依頼可能。

対象者（すべてに当てはまる方）

- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者またはねたきり高齢者等を含む高齢者のみの世帯等の人
 - ・市民税が**非課税**の世帯
 - ・連絡が取れる電話を持っている方
- ※協力員を登録していただく必要があります。

協力員について

【電話型】※電話番号の登録必須
利用者の近隣にお住いの方

【訪問型】※メールアドレスの登録必須
利用者の近隣にお住まいの方だけでなく、遠方に住んでいる方の登録も可能

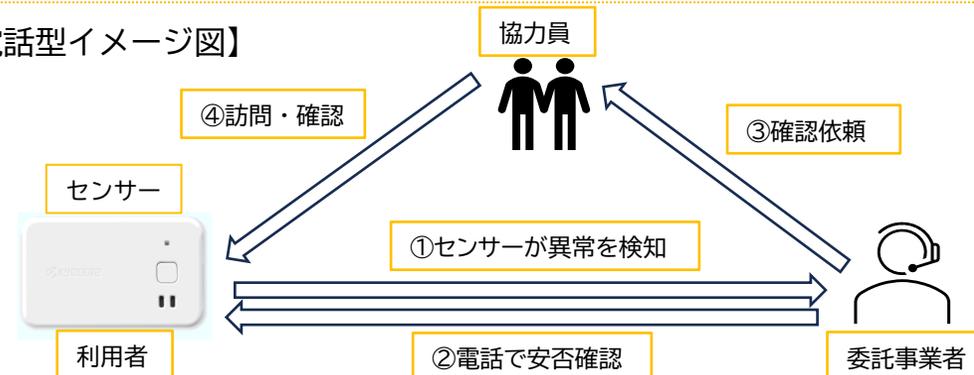
費用

- ・設置費、利用料**無料**
- ※接続機器の取り付けなどで別途ご負担していただく場合があります。

申請方法

申請手続きは民生委員・児童委員が行いますので、お住いの地区の担当の民生委員・児童委員に相談してください。

【電話型イメージ図】



【訪問型イメージ図】

